

スペイン語通訳の経験を通して

（スペイン語通訳） 西 松 鈴 美

*本稿は、一九九三年一二月二一日に神戸学院大学で開催した「外国人と刑事手続」第二回研究会での報告をまとめたものである。

一 今日は、コロンビア人女性被告事件での通訳活動の内容と問題点などについてまとめたいと思います。

事案は、麻薬及び向精神薬取締法違反、関税法違反で逮捕されたコロンビア共和国の、女の子という感じの二〇歳そこそこの被告人の事件です。公訴提起は、九二年一二月二二日でした。

裁判所から通訳人に任命された過程は次の通りでした。今まで私が引き受けた通訳事件は、すべて刑事案件でした。今回も大阪弁護士会より電話がかかってきて、当番弁護士の先生と一緒に接見に行って下さいと依頼されたものです。そしてその後、被疑者が起訴されますと、裁判所から「裁判の通訳もお願いします」ということで引き受けました。

起訴前の接見通訳も意外と苦労しました。彼女自身の起訴事実はそう複雑なものではなかつたようですが、ど

うも彼女を取り巻いている人達が、コカインの取引に関連してでしようか、いろいろ事情のある人が多かつたようです。それで、当初接見の通訳から内容を知るにつれて、内心では「これは大きくなるのではないか」と不安に思うこともありました。

ともかく年末にかけて、弁護人の方はかなり詰めて接見などされました。起訴まで五回ほど接見に同行し、しかもその後で弁護士事務所からコロンビアに電話をかけるのも手伝うことになりました。しかも、接見は例え、私の仕事の都合などもあり、午後六時から港警察で行ない、その後被疑者が弁護人に「コロンビアへ電話してこういうことを言つてください」と言うので、事務所へ戻り午後九時、即ちコロンビア時間の朝七時に電話を架ける、こんなことが三回ありました。

それから、接見時の身分証明のため、平成五年一月一三日に大阪地方裁判所から事前の電話連絡を受けた上で通訳人証明書が発行されました。その後、起訴後の接見通訳は、九二年一二月二八日以来一二回ほど行いました。ほとんどが二時間くらい、長いときには三時間以上も通訳をしていました。

公判通訳は判決を含め六回ありました。それから判決後の接見通訳というのがありました。彼女としては、コロンビアにできるなら早く帰りたいと願っています。しかし事情が事情です。実刑判決は免れないようでした。そのため、いわば実刑判決言渡しを受けた外国人被告人の心理的な援助の必要があります。それで、判決後弁護人ととの接見の通訳を二回行いました。

二 接見や電話の通訳の他にも、コロンビアへの手紙を日本語からスペイン語へ、コロンビアからの手紙をスペイン語から日本語へと翻訳する仕事もしました。こうした手紙は裁判所には全く提出されなかつたものです。判決言い渡し後、判決文の翻訳もしました。

コロンビアへの手紙の件ですが、被告人が母国語で手紙を書いた場合、拘置所では検閲ができないと言う理由で手紙の発送にかなり時間がかかります。そのため、私達が接見に行つた時に、被告人が「お願ひ、こういうような内容で、この子に手紙を書いてちょうだい」と頼むのです。そこで、弁護人の先生が彼女の事件に関連する深い事情には触れないようにながら日本文で手紙を用意され、それを私がスペイン語に翻訳をして送るという方法をとつたのです。

コロンビアからきた手紙も同様です。拘置所に着いても手書きだつたため、拘置所のスペイン語の分かる職員ですら読めないです。そこで、弁護人に「宅下げ」手続をしてもらい、私の方で拡大コピーをし、機械で打ち直して清書し、その上日本語訳をつけて、弁護人を通してまた被告人に差し入れるという煩雑な手続をとりました。

また、判決言い渡し後の判決文翻訳は、起訴状の翻訳と同様、非常に大切なことだと思いましたし、弁護人からの依頼もあり、私の方で引き受けました。判決の言渡しの際には、裁判官のほうから、通訳用という判決文を貰いました。そこには、どのような事実を認めてどのような法令によってどんな刑にしたのか、簡潔に説明していました。これを判決宣告の一五分ぐらい前に貰つてその場で読みながら通訳をしました。ですが、これでは判決文全体のかなりの部分、細かなことが抜けていると感じました。その後、弁護人が法廷での「通訳用判決」とは別の判決文全文を手に入れられましたので、判決文全文のスペイン語訳をその女性に差し入れることができました。

三 私は、この事件と関連する二名のコロンビア人被告事件でも通訳をしております。この他、今までに、ペルーア人三件、コロンビア人三件の通訳を経験してきています。高裁でも一件通訳を担当させていただきました。こう

した通訳をして気付いたことを少しお話します。

第一に、まず辞書に載っている言葉と被告人の使う言葉が、違う場合があることです。例えば、被告人が「別荘（原語：chale）」という言葉に当たるスペイン語を法廷で使つたことがあります。しかし、彼女と接見したときに聞いている経済状況が頭に入っている私には、どうしてもその言葉を「別荘」とは訳せません。「別荘」といふた場合、日本人は金持ち、リッチ、贅沢というイメージを持ちます。では、「別荘」ではなければ他にどのような訳語があるか辞書を捜しても出てきません。そこで、恥ずかしかったのですが、裁判官にお願いしまして、その女の子に聞きました。またその後もネイティブ・スピーカーをつかまえて、コロンビアで、この言葉はどういう意味か聞きだしました。そうすると、「別荘」ではなく、日本語では「セカンドハウス」というニュアンスでしょうか、「市街地にあるちょっとした家」にその言葉を使うと言わされました。

通訳をする上で問題なのは、スペインで学んだスペイン語と南米のスペイン語は、かなり違うことです。通訳にあたつても、その被告人の話す外国語に馴れること、そこから様々な語彙を殖やしていくかなければ、その被告人にふさわしい意味・内容のこなれた日本語、こなれた訳はできないのではないかと感じます。

法廷での通訳は、正確な日本語が要求されますが、それには言葉のテクニカルな面も知ると同時に、言葉の裏にある彼等のメンタリティを読むことも、こなれた日本語、こなれた訳をする上で大切です。

第二に、日本語特有のいわば「持つて回った言い回し」が多いこともあります。日本語の論理としては、意味が通るのでですが、それをスペイン語に置き換えていくと、まるで論理が通らなくなってしまうことがあります。そうすると、法廷に非常な混乱を巻き起こしてしまいます。外国語で論理が通りませんから、被告人は何を聞かれているのか分からぬ。どういった答えをしてほしいのか分からぬ、だから明確な答えが引き出せない

場合も少なくありません。

例えば、スペイン語では、主語を明確にすることが文法上必要になってしまいます。ところが、法廷での日本人の質問・尋問や説明では、しばしば主語ナシの表現がたくさんみられます。その時に、私が「すみません、このときの主語は誰ですか」と聞き返してしまったために、検察官は、本当は主語の答えを得たかったのに、質問を変えなければならない場面があつたりもしました。

こうした主語の聞き返しなど質問の意味を確認しなければ訳せない場面が何度もありました。それで、公判の途中から裁判官も、質問の仕方を変えました。簡潔に「ハイ」「イイエ」で答えることのできる質問、例えば「何時ですか」と言うような、質問の意味がすぐに伝えられる簡潔な質問をするように心がけて下さいました。

日本人が日本人を相手にして論理を闘わせる場合の日本語ではなく、私達通訳にとって通訳しやすい日本語表現に変わりました。ただ、裁判では、真実を探るのが目的だと思いますので、裁判官自らが質問の仕方を変えざるをえないために、公判本来の目的が遂行されなくなる、あるいはかえつて難しくなるというようなことが起きはしないかという危惧も心の中に残っています。

第三に、私は弁護人と接見に行くことが多かつたので、特に感じたことですが、南米の人は、南米の人に対しう心的に心を開きやすいようです。いくら私がスペイン語、彼等の使う通俗的な言葉で話したとしても、私は日本人で、日本人の顔を持っています。コロンビアの人、ペルーの人、同じ国でなくともいいけれども南米の人間が通訳として行つた場合、彼等は彼等なりにどのようにすれば一番上手に、一番早く、しかも一番正確な情報を被疑者、被告人から引き出すことができるかというのを知つております。つまり、メンタリティの共感、共有关があるわけです。日本人の通訳が悪戦苦闘するのがいいのか、それとも外国人で日本語のできる人を連れていく

て、先ず彼等の心を開かせるのが大事なのか、どちらだろうかと考えました。日本語と外国語のどちらを優先するのかという問題も、そこから発生していくと思います。

第四として、この一年間で私の担当した三件のコロンビア人被告事件では、一人の女性から派生して合計七人ぐらいが逮捕されています。そのため、通訳を担当した私の方が、担当弁護人よりも事件のいろいろなことが見えてきてしまうのです。もちろんプロの通訳の倫理として、そうした形で知ったことは口には出して言いません。けれども、通訳するときにどこかで跳ね返ってくるのではないかという怖れが残りました。

第五として、よく弁護人から聞きましたのは、彼等は日本には身寄りもなければ家族もない訳ですから、情状面で裁判所に訴えるのが非常に難しいとのことでした。確かに、あれこれ調べてみると、コロンビア、ペルー、ボリビア等南米についてのおもしろおかしい情報はあります。しかし、本当に必要な文化、民族、思考、価値観に関する情報をどこで入手できるかという問題となると大きな壁に突き当たりました。私は南米に一年間住んだ経験がありますので、その限りで見聞した話であればできます。けれども、私の経験した南米は、ほんの一端です。ともかく、その国についてのインフォメーションがないということは、言葉の理解のみならず様々な点で理解の度合いが違ってくると思います。

例えば、「貧しい、私は貧しい」といった場合、日本語では食べるものは困らない程度での「貧しさ」を想像します。しかし、向こうの国で「貧しい」といった場合、本当に「赤貧洗うが如く」というか、今日のパンもない、日銭も入ってこない、道で誰に恵んでくれと言っても恵んで貰えない、そこまで悲惨な状況を意味します。弁護人の方は、情状の立証を考える場合にはある程度そうした情報が必要だと思います。しかし、おそらくそれを入手できる適当な経路はないのではないかと思いました。

私は他の件で、被告人がしきりに「証人保護プログラム」のことについて言いますので、何かそれについて書かれたものがありませんかとコロンビア領事館に協力をお願いしました。そこまでしないと必要な情報が手に入らないのでは、弁護人の弁護活動にも支障を来すのではないでしようか。

第六としては、今回の事件に関連して、私は何度もコロンビアに電話をしました。女性被告人については、弁護人の事務所に行き、弁護人が質問や話をされる内容の原稿を書かれます。そしてその原稿を読みながら電話をしました。別のコロンビア人男性につきましては、全く私に一任されてしまいました。弁護人が聞きたい事項等を口頭で私に伝えておかげ、夜、コロンビア時間に合わせて自宅から電話をし、会話をテープに取り、その後、日本語に訳すという作業をしました。また別のコロンビア人被告人事件では弁護人の事務所から電話をしましたが、直前の打ち合わせだけで原稿なしでの電話でした。ここではどれが通訳としてやりやすかつたかという点と、それが通訳として行うべき方法なのかという両方が問題になるよう思います。

四 最後に通訳を行なう場合の実際的な面からお話しをさせていただきます。

第一に通訳料の問題が挙げられます。裁判所で判決宣告の通訳を終えてから、1カ月くらい経つと、裁判所から口座振込の連絡が入りますが、明細書は戴くことはありません。「グロス」で貰うことになります。これでは、自分は一体どれくらいの仕事をして、どれくらいの評価を受けているのか全くわかりません。裁判所に問い合わせればわかると、弁護人に説明を受けましたが、それも聞きにくいことです。常識としてある程度の明細はつけるべきではないでしょうか。

しかも、年度末などで一度入金されることがあるにしても、大抵は判決宣告後まで入金されることはありませんから、公判が続いている間は通訳料の収入（日当は別）は無いことになります。一回の公判でどれくらいの収

入になる、手紙一通の訳でいくらになる、こうした見通しができなければ、裁判所での通訳の仕事に不安が残ります。これでは法廷通訳を引き受けた優秀な通訳者は育たないのではないかでしょうか。また、裁判所で確保できる通訳者の質が劣化していくのではないかと思います。

これは、結局、裁判所が通訳はいわばボランティア的なもの、暇な人間に好意で頼めばすむといった発想がまだ残っており、それが通訳人選任から通訳料の算定、支払いまでのシステムの中に色濃く残っているのではないかと感じます。

明確な料金体制がないことは、裁判所で仕事をする優秀な通訳者を育てる、またプロフェッショナルといえる通訳者を確保する上で大きなマイナス要因だろうと考えます。

第二に、通訳の労働時間のことです。法廷では速記官は一時間で交代ですが、通訳の場合、二時間近く被告人とともに立ちっぱなしで通訳することもあります。ですから私が被告人のような気になってしまった経験もあります。また、通訳は、誤訳は避けなければなりません。非常にデリケートな場面での通訳、非常に込み入った内容の通訳もあるのです。途中で中断することで尋問なり質問なりの流れが変わるので避けたいという弁護人、裁判官、検察官の気持ちもあるのかもしれません。しかし、二時間やそれ以上の長時間に及ぶ通訳を一人で続けさせるのは、明らかに無理な要求です。速記官が交代することはもう裁判官、弁護人、検察官の当然の常識で、そこのことはいつも注意を払いながら審理をすすめているのに、通訳者が休憩が必要であることに注意して審理をすすめる状態にはなっていません。このあたりは、裁判官、弁護人、検察官の意識のあり方にまだ問題を感じます。

第三に法廷通訳としてどこまでの範囲が仕事の範疇に入るのかといったことも問題だと思います。公判では、

起訴状、冒頭陳述書、証拠等関係カード、弁論要旨など様々な書面が提出されます。こうした書面をできるだけ事前に手に入れて、どこまで準備出来るかも正確な通訳をする上では欠かせないことだと思います。依頼する側、される側にプロ意識がないのでは、こうしたプロとしての基本である「事前の準備」がどのくらい行われているのかという点が疑わしく思えきます。また、この件でのように、公判には提出されない、被告人や友人の書簡を法廷通訳人が翻訳してよいものかどうか、といった「通訳としての倫理」も今後の課題ではないかと思います。

△補足——一九九五年十月△

この発表をしてから約二年半という時間が経ち、この間に私も他のいろいろな事件を経験してきました。経験が増すにつれ、この「仕事」は大変なものだという感が増すばかりです。公判直前の人定質問で顔や名前が公開されてしまうことがあるという通訳人の恐怖心や「いいアルバイト」くらいにしか考えていない通訳人のいる実情等を知るにつれ、「通訳業務」という本来の仕事から掛け離れたところに問題があり、「仕事の質」を云々する段階までまだ到達していないのではないかと思ってしまいます。

十月二十三日、大阪地裁堺支部ではコロンビア人の向精神薬取締法違反事件の公判がありました。空港に到着後すぐに逮捕されてしまった事例で公判は一回で結審しました。約三キロのコカインをスーツケースに隠し、約一キロを嚥下（えんか）して密輸しようとした事件です。検察官の求刑は懲役八年と罰金百万円でした。判決は懲役七年、罰金百万円、押収してあるコカインの没収でした。

この公判で被告人は自ら述べたいことを書面にして公判に持つて来ました。事前に目を通すことは出来ましたが、公判ではその書面を口頭で通訳しました。裁判所側としては通訳されたので原文の書面を提出すればよろし

いと/orことでしたが、やはり、書かれた文章を口頭だけで通訳するのには限界がありますので、裁判所と弁護人にお願いして後ほど文書で翻訳させてもらうことにしました。この措置の法的な意味や倫理的に私がお願いするところがよかつたのかどうかということも私には疑問の残る点です。

法廷通訳に関わるようになつて早や三年が過ぎようとしています。裁判所からの通訳ということで接見等、弁護人と行動することが多く、最初は感情が移入することもありましたが、やつと最近になつて「通訳の立場」という問題を見つめることができるようになりました。これからは定住外国人の国籍・人種も様々になり、もつと多くの場で、様々な言語の通訳が増えてくることだと思います。刑事裁判の場で法廷通訳の立場を明確にすること、その職業倫理を確立することは急務であると同時に、その他の場面での適正・公正な通訳を実現していく布石にもなるのではないかと思います。